

国際的原子力損害賠償制度の確立
ー 特にアジア地域における問題 ー

平成13年8月31日

下山 俊次

1. 国際的原子力損害賠償制度の経緯

パリ条約

ウィーン条約 原子力船条約

改訂ウィーン条約（ウィーン条約改定議定書）と補完基金条約

2. 周辺アジア地位の原子力発電事情

韓国、台湾

中国

北朝鮮（KEDO）

3. 国際原賠制度確立のニーズ

越境損害発生の場合の被害者救済

その他ー核物質輸送、原子力機器の輸出入、KEDO プロジェクト

4. 原賠条約の意義

周辺諸国の国内法制の整備、拡充の促進

原賠責任の性質

損害賠償措置額

単一裁判管轄権

5. アジア地域原賠条約成立の問題点

損害賠償措置およびその額

国の措置

各国のインセンティブ

6. 我が国の加盟

加盟対象となる条約

国内法との関係

イニシャティブとスケジュール